

第 4 次

白川村行政改革大綱

<自立推進のための集中改革プラン>

平成 1 8 年 3 月

白 川 村

1 . はじめに	1
2 . 行政改革の必要性	2
3 . 基本方針	3
(1) 村民との協働による村づくり	3
(2) 村民にわかりやすい行政運営の推進	3
(3) 堅実で安定した行財政運営の執行	3
4 . 計画の期間	4
5 . 改革の推進体制と進行管理	4
(1) 白川村行政改革推進本部	4
(2) 白川村行政改革懇談会	4
6 . 改革の主要事項	4
(1) 自立推進のための意識改革	4
(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	5
(3) 民間委託等の推進	5
(4) 定員管理と給与の適正化	5
(5) 公共施設の見直し	5
(6) 第三セクターの見直し	6
(7) 情報公開	6
(8) 収益増加への取り組み	6
(9) 経費節減の取り組みと効果	6
(10) 行政評価制度の導入	7
(11) 地方公営企業関係	7
7 . 取り組む個別事項	7
様式 1 個別事項検討シート	1 0
別記 1 公共施設の管理状況	1 1
別記 2 定員適正化計画（平成 1 7 年度～平成 2 1 年度）	1 3
別記 3 白川村財政計画	1 4

1 . はじめに

平成の大合併において白川村はどの市町村とも合併せず、単独での自治体運営の道を選択してから、早や3年半が経過しました。その間、村は職員の削減や機構改革、そして自立を続けるための研究を続けてまいりました。

現代は、少子高齢化に伴う人口減少社会が到来し、住民ニーズは多様化・個性化し、かつ質的に求められる時代となり、地方分権の推進や三位一体の改革など、村を取り巻く社会情勢は刻々と変わりつつある中、我が白川村はどのように対応し、自治体運営を続けるかが大きな課題となっています。

国は自らの改革を強力に進めるとともに、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」を策定しました。その中で地方自治体が平成17年度を起点とした5年間に行う集中改革プラン、いわゆる行政改革を進め、その内容を住民にわかりやすく公表することが求められています。

白川村においては、この厳しい社会環境に対応し、第5次白川村総合計画の基本目標「日本一美しい村つくらまいか」に向かって、一步でも近づけるよう、そしていつまでも白川村を存続できるよう、集中改革プランの実施期間に合わせ、新たに第4次白川村行政改革大綱を一年前倒した形で策定し、行政改革を進めるものです。

平成18年3月

白川村長 谷 口 尚

2 . 行政改革の必要性

本村は、新世紀の幕開けである平成13年に策定した、第5次総合計画の「日本一美しい村つくらまいか」を基本目標に様々な施策を実施してきました。その結果、観光入込み客数は平成15年には年間150万人を超え、観光が産業として確立しつつあります。また、少子高齢化や人口減少等を迎える中においては、生活の基盤整備やさらには教育、福祉環境が除々に一定のレベルまで整ってきました。

一方、起債の残高は、一般、特別会計を合わせて60億円に達し、基金を差し引いても村民1人当りの借金は約210万円にのぼり、毎年度6億円を超える公債費を計上しなければならない状況に陥っています。また、財務指標である公債費負担比率は危険ラインを越えており、これらは確実に財政を圧迫していると言え、長引く景気低迷による税収減や地方交付税制度を含めた改革は、都市型を目指していることもあり、白川村の単独自治運営を脅かしている現状にあります。

村はこれまでも行政改革を進めてきましたが、今後さらに人件費の削減や多くの公共施設の維持管理経費の抑制、また税収入の増加を期待できないのであれば、公共料金の改定あるいは新税の導入の研究などを考え、一層の村財政の安定化を計り、住民の要望に応えられるようにしなければなりません。

単独自治運営を決めた以上、行政改革は必要不可欠なものであり、村民とともに村づくりに、そして白川村の存続のために努める必要があります。

3 . 基本方針

(1) 村民との協働による村づくり

平成の大合併が進む中、住民は荒波に呑まれることなく単独での行政運営を選択しました。このことは現在の厳しい財政事情の中にあっても、自分たちは「自分らしく生きよう」という強い気持ちの表れではなかったかと思えます。

このような状況の中で、白川村を存続させるには行政だけでなく、村民とともに村づくりを進めなければなりません。そのためには、村民が積極的に行政運営に参画できる体制をつくり、村民や各種団体と行政の役割分担を明確にし、お互いの協力関係の推進を図っていく必要があります。

今こそ「結(ゆい)」の精神を活かす時です。

(2) 村民にわかりやすい行政運営の推進

村民の積極的な行政運営への参画を求めるならば、情報公開は必要不可欠なものです。行政サービスは村民のために行うものですから、透明性があって村民にわかりやすくなければなりません。

村民が何を求めているのか、そのニーズを的確に把握し、いち早く対応できるシステムの構築と、職員の意識改革を行い、公平で公正な行政サービスを迅速かつ効率的に提供できる職員の育成が必要です。

何をするにも「人次第」です。主役が村民であることを再認識し、質の高い行政運営を推進しなければなりません。

(3) 堅実で安定した行財政運営の執行

国の三位一体の改革をはじめとする諸施策が、地方財政を圧迫し同時に地方分権時代がやってこようとしています。昨年12月には「行政改革の重要方針」が閣議決定され、益々国や地方の財政を取り巻く環境は厳しさを増すばかりです。

我が村においても地方交付税の削減などにより、平成21年度には一般会計の予算規模は21億円台になると予想されています。これは昭和50年代後半から平成初期にかけての頃の予算規模であり、今後はより一層、義務的経費である人件費や公債費の削減に努力し、投資的経費についても重要度や優先度などを考慮しながら、できる限り抑制していかなければなりません。将来、子供や孫たちに過大な負担を残してはならないのです。

貴重な税金等の財源を、いかに効率的にそして効果的に活用し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政運営を進めます。

4 . 計画の期間

この計画の期間は平成 1 7 年度から平成 2 1 年度までの 5 年間とします。

5 . 改革の推進体制と進行管理

行政改革の推進にあたっては、白川村行政改革推進本部が中心となり、全庁的に取り組むものとします。また、白川村行政改革懇談会を組織し、行政改革についての意見等を聴取し、取り組みを公開します。

改革の進捗状況や成果・課題等は「個別事項検討シート」(様式 1)により定期的に点検し管理するものとします。

(1) 白川村行政改革推進本部

村長を本部長、助役を副本部長とし、本部員は教育長以下課長会議に出席する職員をもって構成します。

行政改革大綱を策定するとともに、行政改革の推進のため個別の事項を着実に実行し、毎年度その進捗状況を行政改革懇談会へ報告し、村民にわかりやすく公表するものとします。

(2) 白川村行政改革懇談会

初年度の懇談会委員は白川村自立推進研究会の構成員をもって充てるものとし、以後は有識者や各団体の代表者をもって組織します。

行政改革大綱の策定にあたり、調査審議あるいは提言を行うことにより広く民意を反映させるものとし、毎年度行政改革推進本部からの報告を受け、進捗に対しても意見を述べるができるものとします。

6 . 改革の主要事項

(1) 自立推進のための意識改革

すべての事業の基礎となるのは「人」です。行政サービス向上のためには職員の資質向上と意識改革が欠かせません。また、厳しい社会情勢の中で村が存続するためには職員の知恵と力が必要です。

このことから意欲的で行動力のある職員の育成や、効率的で適正な職員配置により職員の意識改革に努めます。

職員の意識改革が図られれば村民へも波及するものと考えられます。

(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合 集中改革プラン

行政の責任領域を見直し、事務事業の必要性や効果などを十分に検討したうえで、整理合理化を図ります。また、事業の導入にあたっては、行政需要や新たな課題を的確に把握するとともに、補助事業やメリット債にとられず、真の必要性や費用対効果などを十分に勘案し、事業の選択と重点化を図ります。

(3) 民間委託等の推進 集中改革プラン

これまでの業務や施設の管理については、その後の検討や見直しが少なく、継続的に進められてきたものが多く見受けられます。今後は、職員数の減少に対応し、行政運営の効率化と住民サービスの向上を図るため、その業務や施設の必要性を確認し、十分な検討を加えたうえで、指定管理者制度等により積極的に民間活力を活用した事業の推進を進めます。

(別記 1 公共施設の管理状況)

(4) 定員管理と給与の適正化 集中改革プラン

職員数の適正化について、基本的に退職者に対しては業務の廃止、職員出向の廃止、係の統合により補充をせず、自然減で現在の職員数 72 人から 65 人と純減率 9.7% を見込んでいます。(平成 11 年 4 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日までの純減数は一般行政部門 10 人、教育部門 1 人、下水道部門 1 人、その他部門 1 人の合計 11 人で、純減率 13.3%) さらに勧奨退職制度の活用や業務量と人員のバランス、民間委託等の推進により計画的な職員数の抑制に努めます。(別記 2 定員適正化計画)

また、勧奨退職などにより定年前退職があった場合には、計画の範囲内で採用を考え、年齢層に配慮した職員構造に努めます。

職員給与については、村民の理解と支持が得られるよう、給与制度、運用、水準の適正化に努め、人件費の抑制を図ります。

(5) 公共施設の見直し 集中改革プラン

村の出先機関として診療所、小学校、保育園が 2ヶ所づつあり、これまでに住民サービスに努めてきました。しかし、社会情勢がめまぐるしく変化する中で、小さな村に複数の施設を存続させることには限界があります。これらの直営施設については中期的なスパンで統合廃止を検討していきます。また、他の施設については民間委託や施設の譲渡、あるいは廃止を進めていきます。(別記 1 公共施設の管理状況)

(6) 第三セクターの見直し 集中改革プラン

村が出資して第三セクター方式で運営している企業へは、村が関与する中で監査体制の強化を図り、その運営方法に対して適切な指導ができる体制づくりをし、総合的な運営指針や財務状況についても情報公開していきます。また、出資の引き上げを目指し完全民営化できるよう努めます。

平成 1 6 年度末までに設立された第三セクター	1
平成 1 7 年度中に設立された第三セクター	1
(平成 1 6 年度末までに設立された特殊的な法人)	2

(7) 情報公開

村民が広く行政運営に参画できるようにするには、行政運営を先ず透明にすることです。そうすることによって村民の理解度が増し、行政に興味を持ってもらえるはずで、村内六箇所で開催する集落座談会や、メール等により村民からの意見を引き続き受けられ体制を継続します。

そして、さらに情報提供ができる環境をしっかりと整えて、村民にわかりやすい手法を用いた情報提供に努めます。

(8) 収益増加への取り組み 集中改革プラン

地方交付税が削減され財源確保が厳しくなっていく中、節減も大切ですが収入を確保することも重要です。これまでの使用料や手数料などの受益者負担の原則を再認識し、その適正化を図り収入の確保に努めます。また、企業誘致による増収、あるいは新税の導入などを研究します。

公共料金については独立採算制が取れば問題ないと考えますが、本村のような地理的条件から不採算となるのは仕方がない部分があります。採算性だけを追求するのではなく、住民サービスを考えた料金体系にします。

(9) 経費節減の取り組みと効果 集中改革プラン

経費の節減については、施設の維持管理費などの経常的経費など全体を徹底的に見直すとともに、当初予算編成の段階で前年比 1 0 % 削減を目指して編成にあたります。

補助金についても、団体の活動実績や決算を精査のうえ、補助金の必要性を十分検討した計画的な交付とし、補助金の抑制に努めます。

また、健全財政を目指して財政計画を見直し、人件費は総額の 2 0 % 以内に、公債費は一般会計と特別会計を合わせて毎年 6 億円を必要とすることから、新たな起債は必要最小限に極力抑えるものとします。

(別記 3 白川村財政計画)

(10) 行政評価制度の導入

限られた財源と人員の中で、いかに効率的に配置し、かつ最大の効果を上げるかは、どの自治体においても課題となっています。それぞれの事業や業務について、執行や運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのようにするのが効果的かなどを総合的に評価する手段として、この行政評価制度は有効と考えられますので、制度の導入に向けて検討していきます。

(11) 地方公営企業関係 集中改革プラン

公営企業会計の運営には、毎年一般会計から莫大な繰り入れがなされていて、当然ながら独立採算は取れていないのが現状であります。

ライフラインである上下水道については、今後も健全な運営に努めていきます。また、温泉開発、スキー場については地域との協議の中で、その必要性、重要性などの協議を継続し、過剰な投資は避けるとともに新たな方策を研究します。

7. 取り組む個別事項

(1) 自立推進のための意識改革

ISOの取得

意欲的で行動力のある職員づくり

職員の積極的な研修会等への参加

ボランティア精神の育成

独自ブランド特産品の開発

村民の観光客に対する親切な対応

行政組織の見直し

(2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

行事の簡素化及び廃止

手続き申請等の事務軽減

職員間の相互応援体制の強化

補助金の見直しと効果的活用

各種負担金の見直し

公益法人等の整理、統合

地球温暖化対策実行計画の推進

(3) 民間委託等の推進

各種業務の見直しと民間委託の推進
指定管理者制度を活用した積極的な民間委託
児童生徒輸送業務の見直し
福祉バス運行業務の見直し
デイサービス事業の委託及び業務の集約
一般廃棄物収集運搬業務の民間委託
村長車運転業務の民間委託

(4) 定員管理と給与の適正化

審議会委員、各種委員の役割と定数の見直し
議員定数の見直し
派遣出向職員の見直し
昇格試験制度導入の検討
職員の能力や業績の適正な評価と効果的な配置
ジョブローテーションの推進
専門職設置の検討
教育長の非常勤化
定員適正化計画の見直し
勧奨退職制度の見直し
特別職等の報酬見直し
特殊勤務手当の見直し

(5) 公共施設等の見直し

小学校統合
教員住宅の見直し
保育園統合
診療所の統合及び医師住宅の活用
個人診療所の開業促進
施設の設置目的による譲渡、廃止

(6) 第三セクターの見直し

三セクの財務状況公表
完全民営化

(7) 情報公開

オープンな行政執行
ホームページや広報紙によるわかりやすい行財政情報の提供
高速通信網の整備

- (8) 収益増加への取り組み
 - 口座振替の推進
 - 受益者負担の適正化
 - 個人住民税、法人税率の見直し
 - 法定外新税の検討
 - 使用料、手数料の見直し
 - 広告料徴収の検討
 - パンフレット等の有料化
 - 公有財産の貸し付け、売却
 - 視察研修の有料化
 - 定住対策と人口確保
 - 積極的な優良企業の誘致
 - 保育料の適正化

- (9) 経費節減の取り組みと効果
 - 光熱水費や通信運搬費の節約
 - 財政計画の見直し
 - 予算編成の改善
 - 単独扶助費の見直し
 - 旅費の見直し
 - 公用車の見直し
 - 公共工事のコスト削減
 - 電子入札制度の導入検討
 - マイクロバス導入と貸付規程の整備

- (10) 行政評価制度の導入
 - 行政評価制度の導入
 - 行政評価組織の結成

- (11) 地方公営企業関係
 - 公共料金の見直し
 - 独立採算制の確立
 - 事業の民間委託化
 - 職員数の適正化
 - 温泉事業の見直し
 - スキー場の見直し
 - 下水道未加入者の加入促進